盛岡広域振興局長告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和８年10月16日

盛岡広域振興局長　小野寺　宏　和

１　路線名　281号

２　供用開始の区間　岩手郡葛巻町葛巻第22地割字日影101番１地先から99番５地先まで

３　供用開始の期日　令和８年10月16日

４　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

（１）　場所　盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

（２）　期間　令和８年10月16日から同年11月16日まで